

税務係

軽自動車の異動手続きを忘れずに

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車等を所有されている方（登録名義人）に課税されます。

次の場合は手続きをしてください。

- ① 車両置き場の市区町村が変わった場合
- ② 所有者が変わった場合
- ③ 廃車した場合

住所変更

就職や就学などで軽自動車やバイクを持って転出する皆さんは、住民票の異動と一緒に車両の登録住所の変更手続きをしてください。

車両を町内に置いて住民票を移す方は、転入先の住所に納税通知書を郵送しますので納税してください。また、状況によってはご家族への名義変更や、使用しない場合は廃車することもご検討ください。

名義変更

他人に譲り渡した場合は、名義変更手続きが必要です。変更しなければ、毎年4月1日現在の登録名義人の方に税金がかかります。亡くなられたご家族名義のときも、速やかに手続きしてください。

ご注意ください

手続きをしないでそのままにしておくと、実際は既に譲り渡した車両等の税金が課税され、後々の手続きが複雑になります。また、事故等で思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。

住所変更や名義変更手続き(原付バイクの場合)

住所変更(転出)

立科町で廃車の手続きをしていただき、そ

の際発行する「廃車受付証」を持参のうえ、転入先の市区町村で登録してください。

他人への名義変更

町内同士でも旧所有者の廃車手続き、新所有者の登録手続きと、標識（ナンバープレート）の交換が必要です。

※その他の車両については、左記を参照してください。

車種	手続き場所(問い合わせ先)	必要なもの
原動機付自転車 (排気量125cc以下のバイク)	立科町役場 税務係 (転出先で引き続き使用する場合は転出先の市区町村役場でも可能)	・標識(ナンバープレート) ・認印 ・廃車受付証又は譲渡証明書等
軽四輪・軽三輪 排気量125ccを超えるバイク	社長野県自家用自動車協会 川西支部 佐久市望月23-1 電話0267-53-2531 及び販売店等	・標識(ナンバープレート) ・住民票 ・認印 ・車検証(軽二輪は届出済証)等

※手続きによって必要なものが異なる場合がありますので、それぞれの手続き場所へお問い合わせください。

『ひとつずついいね! で確認 火の用心』 令和元年度 全国統一防火標語

春季全国火災予防運動が、3月1日(日)から7日(土)まで実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として行われます。

野焼き等を行う場合は、風の無い日を選び、複数の人数で行うなど火の取扱いには十分注意し、火災予防にご協力をお願いします。

重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等(福祉施設・飲食店・店舗・ホテル等)における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

次のポイントに注意し、我が家の防火を再点検しましょう。

住宅防火
いのちを守る
7つの
ポイント

3つの 習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの 対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

